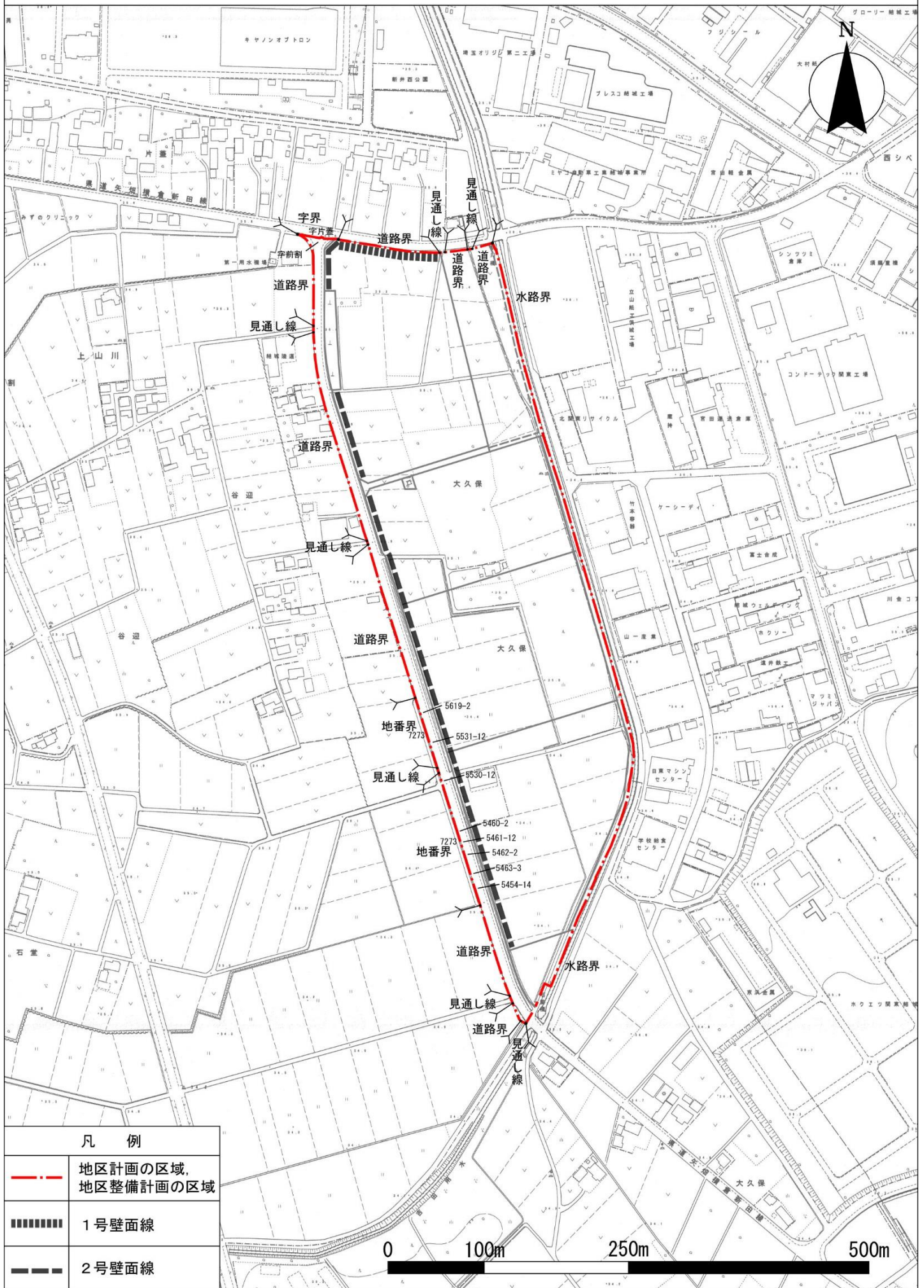


結城第一工業団地上山川北部地区地区計画の概要

名称		結城第一工業団地上山川北部地区地区計画	
面積		約 14.6ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カラオケボックスその他これらに類するもの 2 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場 4 老人福祉センター, 児童厚生施設その他これらに類するもの 5 自動車教習所 6 畜舎 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物又は工作物で, 次に掲げるもの <p>(1)事業者が事業場と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(2)事業者が事業場と同一の敷地に設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に掲げる最終処分場</p> <p>(3)処理業者が設置する積替保管施設, 中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>3,000㎡</p> <p>ただし, 建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で, 次の各号の一に該当する場合は, この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で, かつ, 所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの ②市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置は, 次の各号によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1号壁面の位置の制限: 計画図に表示する道路境界線から5m以上, 地盤面から高さの10mを超える部分は道路境界線から10m以上後退しなければならない。 2 2号壁面の位置の制限: 計画図に表示する道路境界線から3m以上後退しなければならない。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>地区整備計画図に示す1号壁面線から5.0m以内, 2号壁面線から3.0m以内の壁面後退区域には, 道路面との間に段差を生じる工作物, 階段, 広告物, 自動販売機, 駐車・駐輪施設などの工作物などは設置してはならない。</p>

結城第一工業団地上山川北部地区地区計画 計画図



凡 例

	地区計画の区域, 地区整備計画の区域
	1号壁面線
	2号壁面線

0 100m 250m 500m